

県北広域振興局長告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年12月27日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100700	合同会社アライブコーポレーション	かるまい訪問看護ステーション	九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米43番地	平成29年1月1日